

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和4年5月22日（諮問（個）第2号）

答申 日：令和5年5月26日（答申（個）第2号）

## 答 申 書

### 第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定において非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、令和3年11月22日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、「岩出市保健衛生事故調査会（以下「調査会」という。）における委員等の発言であって、公にすることにより個別の委員に対して直接苦情又は抗議が行われるおそれがあり、このことが今後の調査会における委員選任事務に支障をきたすおそれがあること、及び委員等が予防接種法第15条第1項に基づく給付の請求について審議するに当たりどのような事実に着目するかが公になると今後の同種事案においてそれを踏まえた対策が行われる可能性があり、予防接種法第15条第1項に基づく給付の認定に支障が生じるおそれがあるため」との理由で部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年1月21日付け健第11220002号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和4年2月9日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件非開示部分の処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件非開示部分は、当事者として、根幹をなす部分であるから、審査請求人による自己情報コントロール権を侵害されている。
- (2) 本件処分が開示された会議録の記載と審査請求人の記憶、認識が違っていることから、本件非開示部分でどのように意見交換され、どのように最終結論に至ったのかを審査請求人が確認することが重要であるため、委員の氏名とその発言内容の開示が相応しいと考える。
- (3) また、審査請求人は各種法令や条例を遵守しており、本件非開示部分が全部開示されても、本件処分の非開示理由に該当するようなおそれはない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件非開示部分は、開示することで岩出市の今後の予防接種に関する事務事業の円滑な施行に支障をきたすと判断し、条例第18条第6号柱書に該当するとして、部分開示の決定をした。
- (2) 調査会の委員の発言を公にすることにより、個別の委員に対して直接苦情又は抗議が行われるおそれがあり、このことが今後の調査会における委員選任事務に支障をきたすおそれがある。医師会からも、今後の調査会での発言が形式的なものになり、かつ今後の委員推薦が困難になるとの意見があった。
- (3) また、委員の発言内容が開示されることで、同種事案においてそれを踏まえた対策が行われる可能性がある。調査会は個別の案件が発生するごとに反復して行われるため、本件調査会での委員の発言が明らかになることは、今後の調査会における他の案件の審議にも支障を及ぼすおそれがある。
- (4) 審査請求人が主張する「自己情報コントロール権」と称する権利の具体的内容及び本件開示請求が部分開示となることにより侵害される権利又は利益の内容が定かではなく、本件開示請求が部分開示決定となったことでどのような権利が侵害されたと主張しているのか不明である。

- (5) また、部分開示決定により何らかの権利が侵害されうるとしても、本件処分は調査会の今後の委員選任事務に支障をきたすおそれ等の重大な対立利益を考慮してこれを制限したものであり、本件処分は妥当と考える。

## 第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

#### (1) 保有個人情報の開示義務について

条例では、個人情報保護制度の一環として、実施機関が保有する個人情報について自己情報の開示請求権を規定し、自己情報の開示請求に対しては原則開示の考え方に立ち、例外的に開示しないことに合理的な理由がある情報を限定的に定め、これに該当しない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示することとしている。

そして、条例第18条第6号柱書は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報としている。

なお、審査請求人が主張するように、上記開示請求権が憲法第13条に基づく人格権としての自己情報コントロール権に基づくものであったとしても、同権利といえども絶対無制約なものではなく、公共の福祉による合理的な制約を受けるものである。

#### (2) 条例第18条該当性について

ア 条例第18条第6号は、同号アないしオに列挙するおそれ以外に、同号柱書において「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものについても非開示事由として規定している。これは、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることに鑑みて規定されているものである。

ただし、その「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無については、実施機関の恣意的な判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観

的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定及びその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

さらに、条例第 18 条第 5 号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報としている。この場合の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

イ 実施機関は、調査会における委員等の発言を公にした場合、①個別の委員に対して直接苦情又は抗議が行われるおそれがあり、このことが今後の調査会における委員選任事務に支障をきたすおそれがあること、②委員等が予防接種法第 15 条第 1 項に基づく給付の請求について審議するに当たりどのような事実に着目するかが公になると今後の同種事案においてそれを踏まえた対策が行われる可能性があり、予防接種法第 15 条第 1 項に基づく給付の認定に支障が生じるおそれがあるとして、条例第 18 条第 6 号柱書を根拠として非開示としている。

ウ(ア) 本件開示請求に係る調査会の会議録は、予防接種副反応発生時の医療従事者の対応等についての議論の状況が記載されたものであるところ、調査会における会議は、本件と同種のものが今後も反復されうるといえ、調査会での会議の状況に関する情報のうち非開示とすべき情報が開示された場合には、将来の同様の会議、ひいては当該会議の結論に基づく施策の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

そこで、以下では、当該会議録を開示した場合、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」といえるかどうかについて検討する。

(イ) 本件非開示部分を含め調査会の会議録の全体について当審議会が見分したところ、本件非開示部分のうち、委員等が予防接種法第 15 条第 1 項に基づく給付の請求について審議するに当たりどのような事実に着目するかが

記載されている部分については、これを開示した場合、実施機関が指摘する上記イ②のおそれ、すなわち、今後の同種事案においてそれを踏まえた対策が行われる可能性があり、予防接種法第15条第1項に基づく給付の認定事務の「適正な遂行」への支障があると認められ、また、その「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性があると認められることから、当該部分(本件非開示部分のうち5頁17行目5文字目から8文字目まで、同頁19行目15文字目から18文字目まで及び32文字目から35文字目まで、同頁20行目16文字目から19文字目まで、同頁23行目5文字目から24行目26文字目まで並びに9頁20行目5文字目から25文字目まで)は、条例第18条第6号柱書に該当する非開示情報であると認められる。

(ウ) 一方、本件非開示部分には、個人的な感想等各発言者の率直な意見が記載されている部分がある。

実施機関は、各発言者の率直な意見が記載されている部分を開示した場合、上記イ①のおそれを指摘するが、この点については、今後の調査会における委員選任事務の「適正な遂行」への支障があるとまでは認められず、また、その「おそれ」の程度も本件開示請求に係る開示の必要性等の種々の利益を衡量した場合には、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

もっとも、各発言者の率直な意見が記載されている部分をすべて開示した場合、今後の調査会での委員等の発言が形式的なものになり、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるといえる。そして、このことは、当該調査会での審議等が終了し、既にそれに基づく意思決定が行われた後であっても、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるといえる。

当審議会としては、個人的な感想等が記載されている部分(本件非開示部分のうち6頁22行目21文字目から24行目まで、7頁5行目16文字目から6行目まで、同頁7行目5文字目から14文字目まで、同頁15行目5文字目から16行目12文字目まで、同頁21行目5文字目から22行目12文字目まで、9頁13行目5文字目から14行目19文字目まで及び同頁24行目16文字目から25行目まで)は、同条第6号ではなく、同条第5号に該当する非開示情報であると判断した。

しかし、その余の部分は、開示済み文書等によって審査請求人にとって既知となっている事実や当該事実を踏まえた各発言者の意見又は他の開示部分から明らかな内容であり、これを開示することによって外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により率直な意見交換が損なわれるおそれが高まるものとはいえず、非開示情報には該当しない。

(エ) よって、本件非開示部分のすべてを条例第18条第6号柱書に該当する非

開示情報であるとした実施機関の判断は妥当ではなく、開示済み文書等によって審査請求人にとって既知となっている事実や当該事実を踏まえた各発言者の意見又は他の開示部分から明らかな内容が記載されている部分については、開示すべきである。

## 2 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

令和4年6月28日	○審議
令和4年8月23日	○審議
令和4年9月26日	○審議
令和4年10月20日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和5年2月7日	○審査請求人の口頭意見陳述
令和5年3月8日	○審議
令和5年4月25日	○審議
令和5年5月23日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別表

- ※ 行数：上からの数、表題・項目名・フッターを含み、空白行は除く。  
 字数：句読点、空白及び記号を含む。() 及び「」はそれぞれ1文字とする。

当審議会が開示すべきと判断した部分			備考
頁	行	文字数又は事項	
5	17行目	9文字目から全部	当審議会の審議により非開示情報であると判断した部分のうち、5頁の非開示情報及び9頁20行目の非開示情報は、条例第18条第6号柱書に該当し、その余は、個人的な感想など各発言者の率直な意見が記載されている部分であり、同条第5号に該当。
	19行目	5文字目から14文字目まで 19文字目から31文字目まで	
	20行目	5文字目から15文字目まで 20文字目から全部	
	21行目から 22行目まで	全部	
	24行目	27文字目から全部	
	25行目から 27行目まで	全部	
6	2行目から 8行目まで	全部	
	21行目	全部	
	22行目	5文字目から20文字目まで	
	30行目	全部	
7	1行目から 4行目まで	全部	
	5行目	5文字目から15文字目まで	
	7行目	15文字目から全部	
	8行目から 11行目まで	全部	
	16行目	13文字目から全部	
	22行目	13文字目から全部	
	23行目	全部	
	30行目	全部	
8	1行目から 7行目まで	全部	
9	14行目	20文字目から全部	
	15行目から	全部	

19行目まで		
20行目	26文字目から全部	
21行目から 23行目まで	全部	
24行目	5文字目から15文字目まで	



別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和3年11月22日	和歌山県知事から厚生労働大臣あて進達に係る公文書一式（私が予防接種法第15条第1項による給付を受けるため岩出市長に提出した書類に、同市長が同市保健衛生事故調査会の会議録等を添付して和歌山県知事に進達し、同知事部局内で厚生労働大臣あて進達事務に供したものであって、公立那賀病院の診療録を除く。）の中にある私の情報。